

議案第1号

佐倉市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市役所出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月15日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

佐倉市役所出張所設置条例（昭和33年佐倉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表ユーカリが丘出張所の項位置の欄中「佐倉市ユーカリが丘四丁目8番1号」を「佐倉市ユーカリが丘四丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年11月26日から施行する。